

## 使用前検査変更申請書

廃炉発官R 2第158号  
令和2年10月20日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

平成30年5月14日付け廃炉発官30第50号をもって申請し、  
平成30年6月6日付け廃炉発官30第74号、  
平成30年7月13日付け廃炉発官30第130号、  
令和元年12月26日付け廃炉発官R1第163号及び  
令和元年5月12日付け廃炉発官R2第40号をもって変更した  
放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設(増設雑固体廃棄物焼却設備)  
に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、  
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び  
特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、  
次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設 (増設雑固体廃棄物焼却設備) 増設雑固体廃棄物焼却設備建屋 廃液処理設備 堰その他の設備 補助遮へい 実施計画 Ⅱ. 2. 44 参照
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日: 令和 2年 2月13日)
検査を受けようとする工程	構造, 強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 平成30年 7月26日 至 <u>未定</u>
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>未定</u>

変更事由

・実施計画変更に伴い、「検査を受けようとする期日」及び、「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

注) 下線は、変更箇所を示す。



工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

増設雑固体廃棄物焼却設備 : 管理対象区域

別添 : 検査場所図

以 上

検査場所図

